

## 第 81 回財務省 NGO 定期協議議事録

◆日時:2023 年 11 月 21 日 14:00-17:00

◆会場:財務省会議室及びオンライン開催

### ◆議題

#### 財務省提案議題

1. 第 108 回世銀・IMF 合同開発委員会の概要と成果

#### NGO 提案議題

1. 国連 SDG サミット成果文書における SDR・国際開発金融機関改革に関連する事項について
2. アジアの公正なエネルギー移行パートナーシップ(JETP)及びエネルギー移行メカニズム(ETM)に係る市民社会の参加機会と支援対象について
3. JICA の LEAP 出資及び JBIC とのデマケーションについて
4. クーデター発生後のミャンマーにおける円借款事業継続による債務、及びミャンマー・ヤンゴンでの複合不動産開発・運営事業(通称 Y Complex)に対する JBIC 融資について
5. 豪バロッサガス田開発事業における環境社会配慮要件及び JBIC の対応について
6. 国際協力銀行(JBIC)支援案件チレボン石炭火力発電事業・拡張計画(2 号機):贈賄事件に係る判決を受けての JBIC の対応について

### ◆参加者(順不同・敬称略)

#### NGO

1. 柴田哲子(ワールド・ビジョン・ジャパン)
2. 稲場雅紀(アフリカ日本協議会)
3. 小泉尊聖(アフリカ日本協議会)
4. 堀江由美子(セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン)
5. 大野容子(セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン)
6. 金昌浩(OSF)
7. 波多江秀枝(FoE Japan)
8. 深草亜悠美(FoE Japan)
9. 長田大輝(FoE Japan)
10. ヒル・ダリア・エイミー(FoE Japan)
11. 木口由香(メコン・ウォッチ)
12. 遠藤諭子(メコン・ウォッチ)
13. 鈴木康子(気候ネットワーク)
14. 古沢広祐(JACSES/國學院大學)
15. 田辺有輝(JACSES)
16. 喜多毬香(JACSES)
17. 本川絢子(JACSES)

## 財務省

1. 津田尊弘 開発機関課長
2. 中井智己 開発機関課課長補佐
3. 宇佐美紘一 開発機関課課長補佐
4. 執行奈々美 開発機関課課長補佐
5. 谷津佑典 開発機関課開発機関総括係長
6. 佐藤暢幸 開発機関課開発機関第二係長
7. 宮地和明 開発政策課開発政策調整室長
8. 平木場毅 開発政策課課長補佐
9. 山田論 開発政策課課長補佐
10. 坂本桃 開発政策課課長補佐
11. 大村省吾 国際機構課課長補佐
12. 山崎寛一 G7 政策企画事務局課長補佐

## JBIC

13. 鈴木 洋之（経営企画部業務課長）
14. 加藤 元気（産業投資・貿易部第1ユニット長）
15. 細井 恵介（エネルギー・ソリューション部第1ユニット長）
16. 大隈 拓也（電力・新エネルギー第1部第3ユニット長）

## JICA

17. 安村 幸太（民間連携事業部・海外投融資課課長）

## 財務省議題 1: 第 108 回世銀・IMF 合同開発委員会の概要と成果

MoF 宇佐美:

世銀・IMF 合同開発委員会について、概要・成果を説明する。世銀と IMF は、1 年に 2 回、春と秋に開発を巡る広範な問題について議論を行う合同開発委員会を開催している。108 回目となる今回は、モロッコのマラケシュで開催され、バンガ世界銀行総裁、ゲオルギエバ IMF 専務理事、各国の大臣級委員が出席した。開発委員会では、コミュニケないし議長総括の形で議論の成果がまとめられる他、日本を含む各国はこの機会にステートメントを發出し、開発を巡る諸問題に関する半年間、あるいはそれ以降も含めた施策の方針を示している。本日は、今回の議長声明、日本国ステートメントの概要について説明する。

まず、開発委員会の成果文書である議長声明について、今回はロシア非難の文言に対する各国間の意見の相違により、全参加国が合意するコミュニケは採択されず、議長声明となった。声明文最後の記載の通り、G20 サミットの首脳声明に含まれるロシアのウクライナに対する戦争への懸念、領土一体性および主権を含む国際法

の諸原則の堅持に関する文言がほとんどの国に支持された。また今回の開発委員会では、世界銀行の新しいビジョンとミッションへの支持が表明された。具体的には、極度の貧困の撲滅、繁栄の共有の促進という二大目標を維持しつつ、気候変動、パンデミックなどの地球規模課題への対応強化を念頭に、居住可能な地球、英語で livable planet というが、そのような新しい要素が追加された。

加えて、世界銀行の業務、財務モデルの評価、国別支援モデルの強化、今後 10 年間で 500 億ドルの追加的な融資能力の拡大を含む世界銀行改革ロードマップの進捗が確認された。業務モデルについては、気候変動、パンデミック、脆弱性および紛争など八つの地球規模課題に合意した。財務モデルについては、ドナー国が借入れ国の債務不履行を保証するポートフォリオ保証プラットフォーム、略して PGP というが、またハイブリッド資本といった新たな金融手法が開発され、世界銀行、その中でも国際復興開発銀行 (IBRD) の融資能力を拡大させるものであることが認識された。

さらに今後、譲許的資金の配分原則の策定や民間資金動員の強化など、世銀改革をさらに進めていくことに合意した。また低所得国への支援を拡大する野心的な IDA 第 21 次増資への支援の必要性も認識された。

続いて、日本国ステートメントについて簡単に説明する。冒頭、日本はロシアのウクライナに対する侵略戦争を非難し、戦争の即時終結を求めるとともに、今後もウクライナが必要とする財政ニーズや復興需要に対応するため、引き続き世界銀行と連携しながら支援を行うことを表明した。また新しいビジョンとミッションにおいて、地球規模課題への対応との相互補完関係が明確化されることを日本政府としても歓迎した。

加えて日本は、先ほど話した、世界銀行が開発した革新的な金融手法である PGP への拠出を通じて、数十億ドル規模の融資余力の拡大に貢献する用意があることを表明した。最後に、個別開発課題に関して、日本がこれまで重視してきた分野である国際保健、防災を含む気候変動、債務問題に加えて、デジタルについても日本として重視する点、および世界銀行に期待する点を述べた上で、バンガ新総裁への評価と世界銀行に対する引き続きの支援の言葉でステートメントを締めくくった。私からの説明は以上だ。

田辺：

最近、世界銀行のセーフガード政策自体は見る事ができていないが、世界銀行の改革がセーフガードにどのような影響を与えるのか気になる。融資規模自体を大きく引き上げる、迅速化させる中でセーフガードは維持する方針を掲げていると理解しているが、どのようにすれば維持できるのか、大きな疑問だ。国際協力機構、JICA でも迅速化の議論はあったが、JICA の場合は、年次供与国において、ローン・アグリーメントのタイミングを合わせていたため、待ち時間をやめることで迅速化を図るという合理的な回答がなされている。世界銀行の場合、どのようにするのかとても大きな疑問だ。その辺りについての考えがあれば教えて頂きたい。

MoF 宇佐美：

今回、バンガ総裁の下で、より良い、より大きな銀行ということが掲げられた。より良い銀行のためには、より借入れ国のニーズを重視し、開発効果のあるプロジェクトを進めていく必要。その過程で世界銀行における融資に当たっての指標の見直しを進めることにより、手続き簡略化の方向に進み、少しずつ借入れ国のニーズに近

い形での支援が実施されていくことを期待している。

田辺：

環境社会配慮はそれなりの時間、労力がスタッフにかかるため、いたずらに迅速化はできないと理解している。そこを短縮化するのは、もともと不必要な時間があったので減らすということであればよいが、ぜひ注意深く見て頂きたい。

MoF 宇佐美：

今後理事会を含めてさまざま議論することになるが、頂いた意見にも配慮しつつ、様子を見ていきたい。

MoF 津田：

理事会では、ESC のセーフガードの重要性も十分認識している。田辺さんが話した通り、効率性とセーフガードでいかにバランスを取っていくか、10 月がまさに議論のスタートである。

稲場：

日本側声明の 4 ページについて、「保健ファイナンスやガバナンスの強化、デリバリーの改善、技術革新の支援など保健システム全体の強靱性を高める観点から、今後新基金が設立された際には」と書かれている。この新基金とは、具体的にはどのようなものを指すのか。Future of Global Health Initiatives (国際保健イニシアチブの未来) という、ポスト 2030 を見越した、多国間の保健に向けた資金拠出の枠組み、イニシアチブがどのようになるのが良いのか議論している枠組みがあり、本年、答申が出る。外務省では国際保健戦略官室にて行っているが、これまでの FGHI の議論を踏まえると、答申には、「新しい基金を設立すべきではない」という主張が入る可能性が高い。既存の多国間基金がたくさんあるため、そのコーディネーションを何とかしなければいけないということが重視されている。この新基金を設立するという書きぶりだが、この辺りはどのように整合性を合わせていくのか教えて欲しい。

MoF 宇佐美：

世界銀行全体でも信託基金の改革が進められている。信託基金の数は指摘の通り多いため、できるだけストリームラインして少なくしていく。その中でも、本当にニーズがある基金、あるいはシングルドナーで開発インパクトが出ているものは残す方向で議論を進めている。今回の新基金については、詳細はまだ決まっていないが、できる限り基金の効率化、ストリームラインの方向に沿って進めていくと聞いている。

稲場：

Future of Global Health Initiatives の方向性も、これまでに作られた多様な多国間基金を世銀や MDBs にストリームラインしていく方向性が暗示されているのではないかと。現状では、世界銀行の FIF (金融仲介基金) として、グローバルファンド、パンデミック基金などがある。そのようなものを何らかの形で統合して新基金にする考えなのか。ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現を目標に立てて、FGHI を議論していくのであろうし、その中で援助効果をどのように追求するのかが課題だ。新基金の性格付け、特に UHC に対して直接お金を出すと聞いた。とても大事なことになるため、もう少し教えて欲しい。

MoF 宇佐美:

信託基金改革が始まってまだ 1 年足らずであり、具体的な成果を伝えるのは難しい状況だ。保健分野についても、複数の基金がある場合は、基金間の連携を深めつつ、例えば、ある基金で保健のレジリエンスの強化を支援するのであれば、別の基金で予防対策を行うなど、できる限り分野のすみ分けを進める方向で議論している。

柴田:

3 点質問がある。1 点目は、日本国ステートメントの 3 ページ目、宇佐美さんの説明で言及された点について。世界銀行グループの融資余力拡大のところ、ポートフォリオ保証プラットフォームへの拠出について、「数十億ドル規模の融資余力の拡大に貢献する用意」があると書かれている。こちらは、日本としてこれまで定期的に世界銀行に出しているものの中からの話なのか、それとも新しく出す予定なのか。

2 点目は、「支援分野の優先順位付けについても理事会において議論されることを期待」とあるが、優先順位付けに関して、最大ドナーの一つである日本政府として、日本としてはこの分野を優先順位付けのときに配慮して欲しいなどのプリファレンスを伝えているのか。

3 点目は、譲許的資金の配分枠組みに関する言及について。「配分枠組みについて理事会が更に議論を深めることを期待します」とあるが、こちらについても配分枠組みに関する議論において日本政府としてこのようなところに留意・重視すべきというプリファレンスがあるか、これらの 3 点について伺いたい。

MoF 宇佐美:

1 点目の PGP については、これから議論が進んでいくが、既存のものではなく新しく支援を行うものだ。これは保証の提供を通じて、世界銀行に新たな融資余力が生まれる仕組みである。2 点目に関して、ここでいう優先順位付けとは、新たに生まれた部分について、どの分野に充てるのか理事会で議論することである。3 点目と合わせて、理事会の議論が煮詰まれば、知らせることができると思う。

柴田:

現時点では分からないのか。

MoF 宇佐美:

そうである。

NGO 議題 1: 国連 SDG サミット成果文書における SDR・国際開発金融機関改革に関連する事項について

柴田:

我々は、一般社団法人 SDGs 市民社会ネットワークという SDGs に関する活動をしている日本で最大の NGO ネットワークであり、その中で開発に関する活動をしている開発ユニットの幹事を中心に議題を提案した。今回、各議題で議論ができるのが 25 分であるため、議案について、こちらで読み上げることはせず、それぞれについ

て質問に対する回答、現在の情報などについて提供をお願いしたい。議題提案をしているメンバーは、本年のSDG サミットに参加して、関連機関等と議論してきた。そこでの議論のフォローアップとして、また本年4月の第80回定期協議でG7のFinance Trackに関する議題が挙がっていたが、その際の議論とも整合性を保つ形で今回の議論を行いたい。4月の議論を把握した上で、6点の質問を挙げている。それぞれについて回答をお願いしたい。

MoF 宮地：

1 点目について回答する。一般論として、外交の交渉過程の話について、答えることは控える。このプロセス自体は外務省の取りまとめで、国連代表部の方で具体的な交渉をしている。

その上で、財務省としてはG7のプロセスも含めて、SDR チャネリング、MDBs 改革など、各論で提示いただいた話に関連している。そのような話について、IMF・世銀の理事会、G7、G20 のプロセスで議論してきており、冒頭の説明にもあったように、日本としてできる限り貢献したいという考えで取り組んでいる。そうした中で国連の議論を見ると、メンバー構成も異なるため、日本政府としては、例えばMDB改革の話など、本来MDBsの理事会・ガバナンスの中で議論されるべき話について、そこでの議論と統合的な議論をしたいという考え方を持っている。そのような観点から、外務省を通じて日本政府の立場を伝えたところ。

MoF 大村：

2 番目のSDR チャネリング、1000億ドルの野心への日本の貢献について回答する。まず、日本の貢献についてアップデートさせていただく。本年4月の春会合にて、日本はSDR チャネリングを20パーセントから40パーセントへ引き上げる表明を行った。その後、先日行われた秋のマラケシュの総会までにおいて20パーセントから40パーセントに引き上げた残り全額を、IMFの信託基金であるPRGTへのチャネリングすることを表明した。これにより、日本のPRGTへの貢献額は全体の20パーセントを占め、最も貢献している主要な国の一つとなった。これに対して各国からどのような反応があったのかについては、我々は会議の場で、日本としてはしっかり貢献していること、貢献していない国に対しては貢献するように慫慂しているところであり、各国の反応は、会議の場の発言であるため差し控えさせていただくが、日本の主要な貢献は、各国から高い評価を頂いていると認識している。

MoF 中井：

AfDBのSDR チャネリングについて質問があったが、案内の通り本年5月に開催された年次総会の日本国の総務演説の中で、AfDBのSDR チャネリングに参加する方向で前向きに検討するとともに、積極的に議論に参画すると表明している。技術的な点も含めて、アフリカ開発銀行の関係者、他国のドナーと議論を続けている。MDBsのSDR チャネリング自体は、AfDBを含めて各MDBに関して内部で検討していると承知しているが、引き続き情報連携等していきたい。

MoF 大村：

4 点目のSDRの配分をアフリカにという質問に回答する。最初にSDRの配分について説明させていただく。2021年に新型コロナウイルス感染症などによりSDRの新規配分を行ったところであるが、SDRの新規配分や

その金額は、IMF の特性上、既存の準備資産、各国の外貨準備や、新型コロナウイルス感染症などの事情を踏まえて IMF の加盟国全体で決めるものである。それを特定の国などに優先的に行うものではない。また、配分の方法についても、IMF 協定上、クォータ比によると決まっているため、基本的には、すぐにアフリカなど特定の地域に優先的に配分するものではないことに留意頂きたい。

その上で、ご懸念の特定の地域、困っている国に対してどのような支援を行っていくのかという文脈の一環として行われているのが、日本も推進している立場である SDR チャネリングだ。PRGT、RST、先ほど説明があった現在検討されている MDBs チャネリングを通じた支援により、SDR を使った途上国支援の効果を追求していくのである。

MoF 中井：

5 番目の途上国支援の資金動員についての質問に回答する。既に説明したように、SDGs 達成、地球規模課題の対応のために MDBs、ビジョンミッション、業務モデル、また財務モデルという改革を進める MDB 改革がまさに行われている。先日の G20 の場でも議論が行われて、今も現場で積極的に参加している。これについて申し上げますと、G20 で合意されている自己資本の十分性に関する枠組み、CAF レビューについても提言がなされており、既存資金の効率的な活用の取り組みを非常に重要視している。まさにその一つとして、先月のマラケシュで開催された世銀・IMF 合同開発委員会において世銀が発表したポートフォリオ保証プラットフォームを通じて融資拡大に貢献する用意があることを示した。引き続き MDBs とも議論を続けて、途上国支援の機能を強化していく。

MoF 大村：

6 番の IMF におけるクォータの議論について説明する。ご質問の通り、IMFC にて、今回のクォータ見直しについての大きな合意がなされたところ。その合意内容の一つとして、クォータシェアの調整に向けた指針として、複数のアプローチを 2025 年 6 月までに策定し、理事会に報告し、理事会が策定することを求めている。2020 年より現在まに行っている第 16 次見直しのときから、クォータのシェアをどのように配分するのかについて原則を議論してきた。クォータは、各国がいざ BOP ニーズになったときにアクセスできる金額を定めるものでもあり、また、途上国の投票権の基礎になるもの。クォータの配分は加盟国全体に公平かつ説明可能な方法で、どのような原理に基づいて配分されるべきかを議論してきたところ。各国の意見がなかなか収斂せず、世界経済が複合的危機に見舞われる中、今回は各国のシェアを維持し、50 パーセントの増資を行うこととすることを決めた。今回の合意内容シェア調整をやめる考えは毛頭なく、第 16 次が終わった後に行われる第 17 次交渉にて、引き続き議論を行うこととなっている。しかし、具体的なシェア調整の方法、誰がどの程度増えるかといった話は今後議論されるものであるため、結論についてはこの場で答えることは、私も分からないためできない。

柴田：

1 点目について、交渉過程のコメントの公表が難しいことは承知した。説明にもあったように国連に関する議論が行われているグループと、世銀・IMF 等の多国籍金融機関に関連するグループの関係者は異なり、議論の深度も違うところについては、おっしゃる通りだ。今回、政治宣言にコメントを入れて沈黙手続きを破ったアメリカ合衆国も、同じ立場を取っているように感じた。一方で、そこに関する前提は十分認識した上で、今回、国連事務

総長が異なるグループにまで踏み込むような、形での宣言をせざるを得なかったのは、SDGs を実施するための資金が大きく枯渇しているという、危機的状況に追い込まれた故であると感じる。引き続きこちらの議論についてはフォローしていく必要があるのではないか。

2 点目について、SDR チャネリングの日本の貢献に高い評価があったことは、その通りだと思う。かなり厳しい国際状況の中で、他国に先んじて SDR チャネリングを 40 パーセントに引き上げるという大きな貢献をしたことには、我々も賛同している。しかし、質問書にも書いた通り、国によっては国内法の制約もあり、同じような対応をするのは難しい国もあると承知しており、日本が依頼しても不可能な場合もあると思う。一方で、仲間が増えないと、せつかくの日本の貢献が 1 国のみに対応となり目的達成には至らない懸念もある。一方、例えば SDR チャネリングに関しては、国際的にはアメリカ合衆国の大きな NGO 等が議論をリードする等、SDR の活用を希望する議論は、市民社会でも様々なところで声が上がっている。それを踏まえ、各国政府にインプットするなど、市民社会にできることがあれば、議論をしながら共闘して進めていければ良いと思う。私からはその 2 点をお伝えしたい。

稲場：

1 点目の件で聞きたい。日本政府の立場は了解しているが、一方で国際協力 NGO は、特に南の世界における貧困、保健や教育といったところについて、しっかり取り組んで欲しいという立場がある。そちらの立場から話すと、一つあるのは、基本的なことで申し訳ないが、世銀・IMF は、基本的には出資国の出資比率に応じている。その結果、いわゆる低所得国は決定権が非常に薄い上、なおかつ IMF や世銀については、トップが必ずアメリカ人やヨーロッパ人が独占している。様々な人が挑戦はしたものの、その壁が厚い。現在はインド系のリーダーだが、非常に薄い投票権の中で、途上国が自らの考え方をしっかりと世銀・IMF の改革、あるいは MDBs の改革に反映させるのはとても難しい。そのような文脈の中で、1 国 1 票である国連総会を活用して、国連総会でこのように発言しているということもあり、国連事務総長も現状の途上国の債務状況、あるいは紛争がとても厳しい状況で、アフリカ諸国の厳しい状況がある中、国連総会として SDG Stimulus を打ち出していかなければいけないのではないか。

米国は、SDGs サミットの政治宣言について、我々はこのように考えるという綿密なペーパーを出してかなり厳しく行っている。日本政府としては、より低所得国に発言権がある国連総会についても耳を傾けて頂けるとありがたい。SDG Stimulus についても、恐らく米国を中心とする先進国グループとしてなかなか受け入れ難い部分はあると聞いているが、SDGs 達成のためにどのように財源を出していくのか、日本としてのポジショニングを、既に SDR のチャネリング等についてはかなり積極的に行っているだろうが、SDG Stimulus についても視野に入れて、モニタリングをして頂けるとありがたい。外務省と財務省の立ち位置等が異なる部分もあるのかもしれないが、その辺りについて、日本としての立場をもう少し説明してもらえないか。若干抽象的な質問で申し訳ないが、よろしく願いたい。

MoF 宮地：

SDG サミットの中で、きちんと途上国、もしくは低所得国の方々の声を高いレベルで聞く、議論をするという意義はある。私が先ほど財務省として、世銀・IMF での議論との整合性について話したのは、それと違う話だ。既にご



案内の通り、IMF・世銀の投票権が出資比率で決められている点については、国民の資産を預かっている政府として、出資国としてのアカウントビリティーを果たす観点から必要な意志決定構造であり、そのような観点からSDG サミットのような場でも、それに整合的な主張をしなければいけない。一方で、きちんと出資国がSDGsなどに貢献できるように議論を行うことも必要であり、IMF・世銀も最低投票権の確保、理事構成の見直し等、途上国側の声を受けて改革にも取り組んでいる。オフィシャルなガバナンスの構造の話と、ポリティカルなレベルでの議論ができるというのは少し性質の異なるものだと考える。基本的には両方とも大切だ。ただ、政府としてオフィシャルな議論をするときには、我々も国民に対するアカウントビリティーがあるので、最後はそこを尊重することが必要だ。

財源の確保については、難しいところであり、各国が財政制約に直面している中で、世銀・IMFを含めて、様々なイノバティブな取り組みをしようと言っている。SDR チャネリングは、出資比率で配分される資金をIMFがもう一度借り受けて途上国に融通するので、一般的な歳出の規模を比較的抑えつつ資金を動員できる。先ほどMDBsの既存資本の有効活用の話があったが、保証等を使い、増資を行わずともバランスシートを有効活用することで融資余力を拡大することはできる。そこは前段に申し上げたことと似ているが、我々は財政制約にも配慮しなければいけないが、一方で、資金ニーズに応えるためにイノバティブな方法を考えているというのが足元の取り組みだ。その点においては、外務省と我々のスタンスは、それほど差はない。我々の方がこの分野ではエキスパートがあるので、アイデアはこちらが出して、うまく外務省と連携しながら進めてもらう。一方で、先ほど話したような既存のガバナンスの部分、財務省側が担っている部分もあるため、そこで言ってもらわなければいけないことは言ってもらおう。そのような立ち位置だ。

柴田：

先ほどのSDRの配分について、他国が積極的に取り組むために何かあればお願いしたい。

MoF 大村：

確かに幾つかの国は、国内法の制約上、SDRをそのまま前向きに出すことはできないことになっている。しかし、その国が何もしないということではなく、欧州の幾つかの国では、PRGT・SDRというよりも、ローンで貸し付けるなど、国内法でできる範囲で行っている。もちろん、こちらのためだけに国内法を変えさせるのはハードルが高いが、一方で工夫の余地で何とかできる範囲内でしっかりして欲しいと各国に懇請しているし、NGOの方々からもそのような創意工夫をお願いし、できる範囲での貢献を働き掛けてもらうことは良いことだと考えている。

稲場：

4番目に、アフリカ気候サミットの件について質問をした。このような要望はアフリカ諸国からたくさん来るだろうし、特に日本が他のG7の国よりもSDRのチャネリングの制約条件が少ないこともあり、国としてのやる気も非常に高いと認識している。海外を含め、多くの市民社会団体、特にアフリカの貧困問題や債務問題に取り組んでいる市民社会団体には、日本のリーダーシップをぜひここで発揮してモデルケースを作り、他のG7の国々や先進国に横展開して欲しいという印象を持っているところも多い。

その結果として、我々、日本のNGOに、一緒に取り組んで欲しいとの依頼が来ることが多い。10月の世銀・IMF

年次総会の際にもそのようなことがあった。その辺りを含めて、日本としてもリーダーシップをとって欲しい。我々としても、例えば海外の市民社会やアフリカの市民社会と日本の財務省を繋いでオンライン会議等を開くことも可能だ。その点について、ぜひ積極的に対話等を行って頂けるとありがたい。

MoF 中井:

チャット上の堀江さんの質問の代読をする。チャネリングのルートとして PRGT と RST が出されているが、より譲許的な融資は PRGT だと捉えている。財務省としては、この使い分けをどう捉えているのか。

MoF 大村:

指摘の通り、PRGT は譲許的融資を行うための IMF の外部の基金である。一方で、RST はそこまでの譲許的な融資ではないが、もちろん低利で貸している。PRGT と RST の使い分けについてだが、PRGT はまさに譲許的な融資を行うためのものであり、調達した資金をより低利で貸して、ドナー国から得た利子補給金、補助金のようなものを上乗せして融資するスキームだ。

一方で、RST はもう少し限定的かつ緊急的なものだ。パンデミック、気候変動のように用途を限定しており、用途も違う。必ずしも具体的な使い分けがあるというよりも、もともとの制度の経緯、発端が違うため、PRGT と RST のどちらかを押していきたいなどはない。創設の経緯、対象とする国、地区が違うことが一つだ。

PRGT と RST のどちらかに日本として肩入れしていることはなく、SDR チャネリングの関係でも RST・PRGT 両方にも貢献している。日本として、譲許的融資、あるいは気候変動、パンデミックへの対応にもしっかり貢献していきたいと考えている。

NGO 議題 2: アジアの公正なエネルギー移行パートナーシップ (JETP) 及びエネルギー移行メカニズム (ETM) に係る市民社会の参加機会と支援対象について

波多江:

こちらの議題の JETP・ETM については、何度もこちらの協議会の中で議論している。これまで議論している問題意識については、市民社会の参加、透明性、我々が常に指摘している、アンモニア・水素・バイオマス混焼あるいは専焼、CCUS、そのような誤った気候変動対策が国際的なエネルギー移行メカニズムの支援の対象にならないように、これまで警鐘を鳴らしてきた。

本日の議題の質問は、1 から 8 と多く問題を書いている。問題意識としてはこの二つで共通した問題意識からの質問事項だ。25 分と短いため、一つ一つ読み上げないが、大きな問題意識としてまさに現在動いているインドネシアの JETP については、少し指摘したい。既に 8 月 16 日に、JETP の事務局が CIPP の草案を IPG に渡したと聞いているが、この時点では公表されておらず、2 カ月半、全く市民社会からインプットができていない。CIPP 案を見ないままに様々な意見を言うことはできるかもしれないが、その草案自体への意見を言う機会が全くなかった。今月 11 月 1 日ようやく草案が公表されたが、まず英語が出てきた。その後、11 月 14 日までパブリックコメントの期間があるとされたが、インドネシア語が出てきたのは、インドネシアの方たちによると 11 月 10 日に

確認したようだ。私の議題で 11 月 9 日と書いたが、こちらの議題を提出する締め切りが 11 月 9 日で、私自身は夜の 11 時頃まで草案が出ないかと待っていて、夜に確認した。インドネシアの市民社会の方々は 11 月 10 日に確認したようだ。パブリックコメントの締め切りは 14 日までなので、インドネシア語での草案を見る機会は 3 営業日のみであった。

この草案は 300 ページ以上に及ぶ政策文書であり、NGO の人でも読むのは相当時間がかかる。ましてや JETP の支援対象となるコミュニティ、住民がこれらを読むのはとても難しい。本来であれば、CIPP 草案に加えて、コミュニティの人たちが理解できる、分かりやすい形での説明文も用意されるべきであったという意見が、既にインドネシアの市民社会から出ている。結局、11 月 30 日から開催される COP の前に正式に発表されると言われていたが、本日のインドネシア時間の朝、日本時間では 12 時頃に YouTube で確認した。CIPP のオフィシャルローンチが既にされていた。ファイナルバージョンは、もちろん読む暇はなかったが、草案の 327 ページから 334 ページにページ数が少し増えていた。どこが変わったのかについては、私は把握できていない。その段階だが、本日の 1 から 8 までの質問、アジア開発銀行の ETM、チレボン石炭火力発電所 1 号機の交渉具合も含めて、一通り回答を頂いて議論をしたい。

MoF 山崎：

私からは、1 から 6 まで回答する。1 については、南アフリカの JETP が先行していたため、南アフリカの JETP においてパブリックコメントがなされずに JETP の投資計画が公表された。その結果、市民社会の皆さまから、透明性を確保するように要望があったと聞いている。そうした指摘を踏まえて、インドネシア JETP に関してはパブリックコメントのプロセスを導入した経緯がある。パブリックコメント期間については、日本からも JETP 事務局が様々なカウンターパートと調整しているが、JETP 事務局に対して、十分な期間を設けるように申し入れをして、インドネシア語の CIPP の発出も求めていたが、最終的にはインドネシア JETP の一つの思想であるインドネシアのカントリーオーナーシップを尊重し、インドネシア政府、JETP 事務局の意見を踏まえて現在の形となっている。市民社会の皆さまのこのような意見を踏まえて、引き続きインドネシア政府、また他のパートナー国と進めていければ良いと考えている。

質問 2 については、8 月 16 日に最初の草案がパートナー国に渡されて、11 月 1 日の公表までどのような議論がなされたのかという質問であった。大きな点としては、昨年 11 月に共同声明を公表し、そこで掲げた目標、電力セクターについてはオングリッド、オフグリッドを合わせて 2030 年に 290 ミリオントンの CO2 排出量に抑えるとする。そこをより詳細な分析をする必要があるのではないかという問題意識を持って、詳細分析に向けた取り組みの調整に時間を要していた。日本にはあまりないが、特に産業用石炭火力という、独自の発電所をつくり、ニッケル精錬などに使われるもの、そちらの基数、排出量の全容が掴めていないため、しっかりと掴んで欲しい、全容を掴んだ上で筋道をしっかりと示すべきだと求めてきた。

議論の結果、データ収集、十分な分析を本年中の CIPP 公表までに行うことが困難となったため、今回の CIPP では、まさにオングリッド部分、PLN 部分の分析のみを公表して CIPP に掲載した。

3 は、水素・アンモニア専焼技術が JETP パートナーシップの支援対象になるかどうかの質問であった。JETP で

は、CCUS など、いわゆる石炭火力発電の延命につながるような技術への支援は対象外としている。前回は私の前任から伝えていたと聞いているが、現在も変わっていない。過去、バイオマス、アンモニア水素の専焼については、これまで議論等が十分なされておらず、さらなる分析が必要だと考えている。石炭火力発電の延命に繋がることのないように、私たちとしては引き続きプロジェクト等をしっかりと注視して、関係者と議論していきたいと考えている。

4 は、JETP の融資スキーム等で石炭火力発電所におけるバイオマス混焼は支援対象になるのかという質問と理解している。回答としては、こちらバイオマス等の混焼技術は現在も支援対象外だ。そのような認識で相違はない。質問にあった、CIPP の 82 ページにある repurpose という文言は少し分かりにくい表現だ。指摘の文脈でいうと、再生可能エネルギーの発電量の変動に対応するため、電力を安定供給するための電源として活用するという意味で使われている。バイオマス混焼の利用目的として repurpose を想定しているわけではない。念のため指摘しておく。

5 は、JETP 対象だからといって、JICA・JBIC の環境社会配慮ガイドライン等の適用が可能かどうかという質問であった。こちらに関しては、既存の手続きが免除、変更されることはなく、JETP の対象プロジェクトだからといって何か変わった取り組みができるわけではなく、これまで同様のプロセスで融資を行う理解だ。

6 は、Appendix の早期退役のプロジェクトの数字と CIPP テーブル 7.2 の数字が少し異なる点が指摘されていて、一時的な措置として混焼技術が導入されるのかどうかの質問であった。Appendix のほうにチレボン石炭火力発電所 1 号機等 2 案件の早期廃止のための必要な資金と認識している。バイオマス等の混焼技術は支援の対象外であり、11 億米ドルの中にそのような混焼技術のための支援金額は入っていない理解だ。

MoF 山崎：

質問 7 について、私の担当部分が一部あるため回答する。木質バイオエネルギー等を含めるべきではないということに関して、財務省の見解を聞きたいという点であった。JETP に関しては、日本も含めてパートナー国からインドネシア政府に対してバイオマス燃焼に起因する森林破壊、生態系への負の影響の懸念を伝えている。このような懸念があることからの指摘だと認識しており、そのような問題意識は共有する。他方で、今世紀半ばまでにネットゼロに向けた脱炭素の取り組みをしていくのは、かなり待ったなしの状況だ。生態系への影響、生物多様性への影響を十分に配慮した上で、あらゆる脱炭素技術を排除せずに検討することも必要だと考えている。指摘によって問題意識は理解している。そのような懸念に配慮して、引き続き議論を進めていきたいと考えている。

MoF 執行：

質問 7 の石炭火力のバイオマス混焼について回答する。ETM については、ADB のエネルギーポリシーを踏まえて、持続可能な調達によるバイオマスであること等必要な条件を満たした場合に限って支援対象となる余地はあり得るとしている。基本的な考え方は、先ほど申し上げたものと同様で、今回頂いた懸念や意見を踏まえつつ、今後議論に参加したい。

次に質問 8、チレボンの市民社会の方々の参加を確保した形の話し合いについてだ。そちらについては波多江さんから話を聞いており、ADB に引き続き話を伝えている。まずチレボン 1 号機への ETM を用いた支援内容の詳細については、引き続き関係者により実現可能なスキームを目指して議論が行われている段階であると ADB から聞いている。前回話した通りではあるが、今後、情報の透明性や説明責任、ステークホルダーの参加の観点から、適切な段階で提供されていくものであると承知している。また本件に関する幅広いステークホルダーとの意見交換や調整についても、我々から ADB に再三伝えており、ADB において可能な限り対応に務めていると理解している。

波多江：

昨日もジャカルタの日本大使館前で、インドネシアの市民社会の方々がアクションをしていた。守衛を通してだと思うが、市民社会からのコメントを含めて、大使館に渡っているはずだ。そのコメントのみではなく、他の環境団体など様々なところからコメントが出ている。また参考になればと思うので、後日メールで送りたい。

ただ、やはり大きい問題としては、先ほど話したプロセスの問題がある。インドネシアの市民社会の方々は、JETP の事務局に 11 月 14 日に提出したコメントを、昨日、日本大使館に渡していた。そのコメントには、やはりインドネシア語で草案が公表された後に、少なくとも 8 週間は欲しいと書いてあった。本日、オフィシャルローンチがされており、14 日間に寄せられたコメントの PDF も見た。そちらにも、JETP 事務局は今後もフィードバックについては非常にオープンであるとして書いてはいるが、ただ大枠が決まってしまうと、大まかにフィードバックを受けると言われても、インドネシアの方々の意見がどのように反映されるのか、後にフィードバックがどの段階で行えるのか、例えば 1 カ月に 1 回は NGO あるいは市民社会とのオープンな意見交換の場がある、またその意見交換を受けてどのように文書に反映されるのかについて、全く分からない。インドネシアのためのエネルギー支援なので、どのようにしてインドネシアの市民、住民の声を反映させるのか、やはり真摯にもう少し丁寧なプロセスを確保できるように、日本政府からも再度働き掛けをして欲しい。

大まかな市民社会からの意見としては、先ほど山崎さんから説明のあった、いわゆるオフグリッドの産業用石炭、キャプティブコールを抜かしては、そのエネルギー移行が骨抜きになる、CO<sub>2</sub> の排出削減にしっかりと繋がらないといったことがある。

CIPP の中に、いろいろと JETP のプライオリティプロジェクトがアネックスで入っているが、先ほど挙げていたチレボン 1 号機のような早期廃止の部分のみではなく、例えば地熱、廃棄物発電、バイオエネルギー、大型水力も入っている。これはアネックスのプライオリティ案件に入っているので、恐らく JETP の対象になるのではないかと我々は考えている。地熱、廃棄物発電、バイオエネルギーは本日問題意識として取り上げたが、大型ハイδρο（水力）については、2000 年代から財務省とやりとりをしていて、非自発的住民移転が大規模に起こる、環境負荷のとても大きいものであり、再生可能エネルギーに含まれてはならないものだ我々は主張してきた。この辺りの大枠が既に決まってしまう場合、CIPP で今後何を変えられるのか、どのように変えれば良いのか、インドネシア市民社会や我々からすると大きな問題であり、課題だと考えている。

またインドネシア社会から挙がっているのは、共通だが差異ある責任ということについて、気候変動問題に歴史

的責任が大きい先進国が途上国に対して、どれだけグラントで支援できるかどうか、インドネシア市民社会側からの大きな問題意識がある。そのように考えると、特に日本は 17 億ドルをコミットしているとはいえ、ほぼ全て JICA・JBIC の融資であり、インドネシアの市民社会からは懸念の声が上がっている。それが昨日の大使館前での抗議につながっているように思う。そのような問題意識を伝えたが、4 番の回答で、repurpose について、再生可能エネルギーの安定化につながるまでのためのレトロフィットも入るのか。再生可能エネルギーの割合を増やしていくまでの間、石炭火力のレトロフィットをするのか。

MoF 山崎：

事務局からは、再生可能エネルギーではどうしても電力の供給が不安定になりやすいため、再生可能エネルギー電力の普及の足かせになっていると聞いている。石炭火力を電力の調整のための変動に対応する電源として活用することが、かえて再生可能エネルギー電力の普及を早めて CO2 の削減を進めると、IEA の分析等からも聞いている。そのような文脈の repurpose だと対応している。

波多江：

そうであれば、トランジション、移行期間の中での混焼なのか。

MoF 山崎：

混焼を使うかどうかは議論中であり、そのような話にはなっていないため、回答はできない。

波多江：

もう 1 点聞きたい。3 番の質問で書いたように、CIPP の中に、2040 年以降、石炭火力が廃止されるに当たり、専焼などが増えてくると書いてあり、混焼についてもまだはっきりはしていないようだが、repurpose での混焼を考えているのではないか。混焼については JETP の対象ではないとはっきり聞いたが、混焼の場合は、インドネシア政府側からの自己資金で回す扱いになるのか、充当するのか。

MoF 山崎：

分かりにくい文章で申し訳ないが、CO2 削減の推計の前提となるものには混焼を使ったベースで分析されている。JETP のファイナンス、支援の対象としては、混焼は考えていない。ただ、インドネシア全体で混焼を禁止しているわけではないため、他の支援等で混焼技術に対するファイナンスがあり得るかもしれないが、私たちとしては混焼に対する支援は、対象外と整理している。

波多江：

今の混焼の話を受けて、JETP とは異なるスキームとなると、何度も議論しているが、ADB の ETM ではまだ repurpose での混焼は排除されていないのか。

MoF 執行：

完全な結論は出ていないが、基本的に、現在事務局から出ている構想では、アンモニアや水素の混焼は、理論的には対象外になる。

波多江：  
対象外になるのか。

MoF 執行：  
なると思う。

波多江：  
バイオマスはどうか。

MoF 執行：  
バイオマスは、その中には入っていないので、ADB のエネルギーポリシー上は支援可能だ。ただ JETP のときに話した、森林へのネガティブな影響などを ADB としても勘案しているため、ケース・バイ・ケースで判断することにはなる。なお、もう一回申し上げると、アンモニアと水素については現在支援対象外だが、研究ベースのものは支援対象になるかもしれない。実質的なプラントの支援は行わないかもしれないが、研究のようなものは残っている。まだ議論はオンゴーイングである。

波多江：  
研究ベースでは行うのか。

MoF 執行：  
大学が行うかもしれないような、研究自体だ。プラントに対してではなく、研究をサポートするようなものは支援し得るという意味だ。

### NGO 議題 3: JICA の LEAP 出資及び JBIC とのデマケーションについて

田辺：  
JICA のアジアインフラパートナーシップ信託基金 (LEAP) については、こちらの協議会で取り上げるのは初めてだ。LEAP は、JICA が出資をしている信託基金で、ADB が管理していると承知している。多くの案件を LEAP から融資しているが、JBIC や日本の民間銀行との協調融資案件が、我々が調べた限りでは 4 件ほどある。本来、JICA の海外投融資は、JBIC との協調融資、民間銀行との協調融資は想定していなかったと理解している。この LEAP を通じて協調融資が成立しているのであれば、大きな問題ではないかと思い、今回取り上げた。質問は 2 点だが、2 と 3 は同じような趣旨だ。

1 点目は、LEAP の意志決定において、日本政府が個別の案件への意志決定にどのように関与しているのか。また、どのような決定力を持っているのか。2 番目と 3 番目については、指針の要件はどのようにクリアしているのか。指針の対象外であるのであれば、どのような理由で対象外になっているのか伺いたい。

JICA 安村:

1 点目の質問、LEAP における個別案件の意思決定において、日本政府と JICA がどのように関与しているかという点について回答する。LEAP は、JICA のオペレーション業務としては、個別出資案件という位置付けである。LEAP の下での個別案件は、個別案件の中でのサブプロジェクトであり、あらかじめ出資を行う際に ADB と合意した案件の選定基準に合致しているかどうか、ADB から提案を受けて、JICA が契約において決められた期間内に選定基準との整合性を確認している。

MoF 山田:

質問のあった LEAP の件は、JICA から説明があったように、まずは個別案件が ADB から持ち込まれる形だ。持ち込まれた案件について、一定期間内に JICA 及び JICA も参加している投資委員会で、LEAP を用いることに関する決定を行うというプロセスだ。最終的には、ADB の案件として、案件自体を行うかどうか ADB 理事会で審議される。理事会に諮った際は、ADB の案件として問題がないかという観点から、日本政府としてその際に必要であれば意見を述べて、承認に関する意思決定に参加する形である。

JICA 安村:

2 点目の質問に回答する。JICA の海外投融資に関する案件選択の指針の要件をいかにクリアしているかという質問であった。先ほども話した通り、海外投融資の業務として LEAP への出資という行為が海外投融資業務における 1 案件と整理している。案件選択の指針は、JICA が海外投資の個別案件を採択するに当たり適用されるものである。LEAP については、日本政府との協議を踏まえて、一般の金融機関が通常の条件で出資を行うことが難しい案件である点は確認している。出資決定において案件選択の指針を考慮している形だ。一方で、その後、LEAP の管理者である ADB で個別案件の出資を決定する際に、案件選択の指針をサブプロジェクト単位で 1 件ずつ適用する形にはなっていない。

MoF 山田:

3 点目の質問については、JICA から説明があったように、JICA から ADB に出資する段階においては、指針に沿って検討して出資を行う。その後の個別案件の段階になると、先ほど私が話したことと重なるが、ADB 側の個別案件となるため、直接指針が適用される関係にはなっていない。ただ ADB 自身が民間金融機関を補完する役割を持っているため、民間金融機関との競合を避けることを指針が趣旨としていることを考えると、結果的に同じような方向性で進む形になっていると理解している。

田辺:

1 点目の質問で、キャスティングボートを握っているのかという聞き方をしてしまったが、最初の ADB が提案したときに、JICA や日本政府側で、この案件は行いたくないと拒否することが可能なのかがポイントではないか。実際にそのようなケースはなかなかないと思うが、このようなことは行いたくないという意思表示はこちらでできるのか。

JICA 安村:

契約上は、こちらでレビューをして、基準に合致しないものなどに関しては、拒否する権利はある。実務上はその



ようにならないように、候補となりうるサブプロジェクトについて相談があった中で難しい場合は厳しいという話を  
して、その候補サブプロジェクトが提案されないことはある。

田辺：

そうであれば、実際に税務、財務の世界では、実質所有者は誰なのかという話でお金の動きを追う。結局、JICA  
側、日本政府側にキャスティングボートがあるのであれば、この LEAP の個別案件も JICA の案件だと、JICA が  
キャスティングボートを握っている案件だと、普通は捉える。そうすると JICA と JBIC との協調融資、民間銀行と  
の協調融資は、通常の金融世界の原則に照らすと、とても不思議で、解釈が納得できるものではない。こちらの  
件を取り上げたのは、行政事務の分担管理の問題をことさら持ち上げたいわけではない。実際にこの案件 4 件  
中 3 件がガス火力の案件だ。最近では欧州の銀行が、このような化石燃料の案件から離れていることは承知し  
ている。そのような背景がある中、結局このような不思議なスキームでお金がそちらにいつているのであればそ  
れは問題である。つまり、本来民間で行うべきもので、民間ができないリスクがあり引いているものを、このよ  
うな形で支援してしまうことが起きているのであれば問題ではないかという意識だ。その辺りについて、何か考え  
があれば教えて欲しい。

JICA 安村：

まず冒頭に話があったような、財務的な面については、借入人と資金を使った ADB との融資契約においては、  
Lender of record といって、融資の名義者は誰かについて、アジア開発銀行だと明確になっている。私たちが当  
事者かと言われると、契約上は、当事者のバックファイナンスをしている立ち位置だ。そこは融資者の立場とは  
若干違うのではないと思う。

加えて、対象となる事業については、気候変動分野での議論はここ数年で変化してきており、ご承知のように  
ADB 側もエネルギーポリシーを改定するなどしている。指摘のあったガス火力案件はその前の案件であり、当時も  
高効率で、再生可能エネルギーを導入するに当たり、調整電源として使われることの優位性が ADB の理事会  
でも議論されて承認された案件だ。LEAP は民間の質の高いものを取り上げる信託基金なので、そこはしっかりと  
レビューしてゴーサインを出しているという立ち位置を取っている。ただ指摘があったように、気候変動分野で  
の議論が進捗して ADB 側も方針を変えていき、LEAP においても後半の案件は、大部分が再生可能エネルギ  
ー事業である。このような傾向は今後も続くだろう。その辺りは、開発課題に合わせて、ADB と一緒に協議しな  
がら決めてきている。

木口：

ミャンマーに関しては、報道等がたくさん出ているので皆さまご存じではないかと思うが、状況が良くなる兆しは  
なく、被害を受ける方々、軍の弾圧によって命を落とされる人が増え続けている状態である。クーデターをきっか  
けに、ミャンマーの経済はとても悪い状態に陥っている。特に通貨の下落が発生している中で、軍側が異常な手  
段で外貨を調達しようとしていることも報道されている。これまでも何度か話題にしているが、債務の問題である。  
現在多くの円借款事業が動いているが、2011 年のミャンマー民政化を受けて、2013 年に日本が延滞債務の解  
消措置をしたことに関与していることは、前にもこちらの会で話をした。その際の繰延債務の返済が本年から始  
まっており、どのようになるのか懸念を持っている。債務解消措置の際に様々な約束がなされていて、日本が民

主化の後押しをするということで、経済分野に関しても約束が行われ、モニタリングをしていくことであった。今回、クーデターによりそれらのプロセスが全て破壊された状態であると理解している。

時間がないので、簡単にしておくが、経済状況が非常に悪化しており、通貨も下落している。皆さまとは意見が異なるが、私たちが懸念しているのは、現状でのミャンマーでの円借款事業がミャンマーの人々の生活に資する可能性がとても低いと考えていることだ。そのようなことは何度か指摘しているが、ツーステップローンのような形の事業もあり、資金が適正に管理されるのかについても懸念している。

JBIC の融資案件となる Y Complex については現地企業を通して、軍が管理している土地を借りて事業が行われている。そのことで賃料が軍の兵站局に入ることを指摘してきた。皆さまからは、国防省の下に兵站局があるため、国庫に賃料が入るのだと説明があった。現在は工事が止まっていた事業も、事業者が中断しているため、デイスバースメント等を行われていないと理解している。こちらの件についても議論したが、新たに米国政府がミャンマーの国防省に対しても特別指定国民とした制裁を発したので状況が大きく変わったと理解している。細かい質問と答えにくい質問だが、8 点について回答を頂きたい。

MoF 山田：

JICA からの円借款の関係での質問に対して回答する。一点目の質問は、現在までミャンマーから円借款の償還は行われているのかという質問であった。現在のところ、ミャンマー側から円借款の返済が滞っている状況はない。

二点目の質問は、武力によって権力を掌握したミャンマー軍の「政権」に対して、2 国間の国際約束を伴う円借款を継続することについて、どう考えるかというものだ。こちらに関しては、国軍が主導している現体制との間で新規の 2 国間の ODA は行わないという方針は現在も継続中である。一方で、既存の円借款事業については、クーデターの前に政権を持っていた国民民主連盟を中心とする政権との間で結んだ国際約束であるとともに、円借款事業としてミャンマーの国民生活の向上、経済の発展、人道的なニーズに対応することを目的としているものであり、現在も国軍、国軍主導の体制、「政権」を支援するようなものではない。従って、先ほどの説明の中にもあったが、外務省を中心として、日本政府から現時点で直ちに円借款の事業を停止することはない状況だ。

三点目の質問は、財務省は、現状下でのミャンマーへの円借款による援助効果、軍のもたらした経済不振の影響下にあるミャンマーの一般市民から円借款の返済を求めることになる点、ツーステップローン事業のような資金の適正管理をどのように評価しているのかという質問であった。こちらも繰り返しにはなるが、日本がミャンマーに対して提供している ODA 事業は、ミャンマー国民の生活向上、経済発展、人道的支援を目的としている。事業として進行中のものに関しては、明示的に、援助効果が数字的に言えるものではなく、完了してからとなるが、そもそもの目的は、生活向上、経済の発展、人道的支援である。

ツーステップローンの事業のような資金の適正管理どう評価しているのかについては、こちらはミャンマーに特化しているというよりは、ツーステップローン一般に関して、JICA が事業の実施機関から定期的に報告を受けて、そちらを基にモニタリングを行っている。そのため、懸念しているような不適切な管理はないようにしている。

続いて、四点目の質問は、現在のミャンマーの経済状況から、過去の軍事政権同様、今後、円借款が返済されなくなる可能性は低くないと考えられ、ミャンマーの債務をこれ以上増やさないという観点からも円借款事業を停止すべきではないか、その予定はないのかという質問であった。こちら先ほど申し上げた方向性のとおりであり、新規に関しては実施せず、既存の円借款事業に関しては、クーデター前の政権との間での国際約束に基づいて行っており、目的も市民生活向上を含む目的として行っているため、現時点で直ちに停止することは考えていない。

最初に申し上げたが、現時点で円借款の返済が滞っていることはないし、円借款事業を停止すべきではないかとの質問については、現時点では債務軽減を目的とした事業の停止は考えていない状況だ。以上、JICA の円借款関連の質問に対する回答だ。

JBIC 加藤:

五点目の質問は、国際協力銀行から回答する。質問は、Y Complex 事業の賃料の支払先であるミャンマーの国防省が米国政府の制裁対象になっているということで、この制裁によって賃料の支払い方法に変更が生じているかという点だ。こちらについては、これまで回答している内容と重複するが、2021年2月1日以降リース料の支払いそのものを行った事実は一切ないと聞いている。ミャンマー国防省が制裁対象に指定された事実を踏まえて、今後この事業の動向をこれまで以上に注意したいと考えている。

MoF 坂本:

六点目、七点目の質問を併せて回答する。個別の融資に関する判断は、JBIC が行うものだが、JBIC においては、指摘の観点を含めて、案件の状況、案件を取り巻く情勢を注視しながら適切に判断するものと承知している。

JBIC 加藤:

続いて、八点目の質問、前段の国連ビジネスと人権に関する指導原則や OECD 多国籍企業ガイドライン下での責務を果たすために、われわれ JBIC が Y Complex 事業に関して人権デューデリジェンスを行い、その結果によっては事業の支援停止を検討すべきではないかという指摘に関して回答する。こちらについては、意見として承りたいと考えている。感謝申し上げます。当然、われわれ JBIC も、人権の重要性は認識している。このような意見も踏まえて取り組んでいきたい。

MoF 平木場:

私からは八点目の質問、後半について回答する。JBIC は、人権に関連して 2021年8月に ESG ポリシー、また本年4月には、国連指導原則等を踏まえた上で、人権方針を公表して、人権尊重への取り組みを示している。JBIC が行う出融資・保証やその対象となる事業について、環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに沿い、プロジェクトの性質に応じた環境社会配慮としてプロジェクトがもたらす影響のレビューを行うとしている。その範囲は、人権の尊重を含む、社会的関心事項も含んでいると承知している。財務省としては、JBIC が人権を含む社会的関心事項について、ガイドラインに沿って適切な対応をすることを期待している。

木口：

二点目について、こちらとしては、NLD の政権が事実上消滅している状態であるため、2 国間の国際約束を伴う円借款供与を継続する判断が成り立つのか聞きたかった。前の約束として継続しているということであった。その約束をした相手が消滅した場合、やりとりが続くことが適切なのかということが、こちらの問題意識である。

三点目は、恐らくこれまでも何度かやりとりしているが、どの省庁でも、どのレベルの人でも同じ回答なので、答えにくい内容なのではないかと理解している。現状では、ODA の目的を果たせないのではないかと。こちらが引き続き挙げている問題意識であり、その点について、また意見を交換したい。

ツーステップローンに関しては、一般的には、JICA が実施機関から報告を受けて管理しているということで、通常は問題が生じないと思われる。しかしミャンマーの状況は、現在、異常であること、国軍が不当と言える手段で国民から様々な形で外貨を搾り取ろうとしている状況であり、通常の家国ではあり得ないようなさまざまな命令、様々な分野に文民を超えて権力を発揮している。その中で、実施機関が適切に軍の権力を超えて関与できるのか、こちらとしては強く懸念している。その報告が正しいかどうかについて、きちんと JICA は確認できるのか、現状、外から見て考えると、とても信頼性が低いのではないかと、もしくはこのような資金が軍に狙われた場合にどのように防ぐのか、我々には想像がつかない。その点について、財務省の皆さまにも考えて頂きたい。Y Complex に関してリース料を払っていないという説明は、これまでも聞いている。現在もそのような状況であることは理解している。こちらにも仮に事業が再開すれば支払いが発生すると強く懸念を持っていて、質問を挙げた。

八点目の質問について、ガイドラインで説明されたが、環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに照らし合わせて今回の Y Complex の件の賃料が軍に入る形の流れは、ガイドラインに反していないと説明があった。私たちは、波及的な影響まで見るべきであると、ガイドラインに書いてあることを含め、考えるべきではないかという意見をかつて申し上げている。こちらに関しても、ガイドラインのみでは不十分な人権 이슈 が、特にミャンマーのような特殊な状態に陥った国ではあるのではないかと考えている。

国連ビジネスと人権に関する指導原則について、新しく日本がさまざまなプロジェクトで取り込んでいく過程のプロセスにあると理解している。その点を踏まえてもやはりこれまでとは違った、ガイドラインで軍とかなり近い形の資金の流れができてしまうような、特にミャンマーの中では、こちらの融資が決まる前に、ラカイン州での人道の危機が起きている。これは国際的に注目されており、本当にひどい状況が発生した中、融資が起きており、恐らく何らかの形で軍に利益が渡るのではないかとと思われる、兵站局に賃料を支払ってしまうというお金の流れが生じる。そのこと自体がガイドラインで防げなかったのであれば、それに対して、さらなる人権のデューデリジェンスを考えて頂ければと質問に挙げた。こちらは機会があれば議論させて頂きたい。

MoF 山田：

円借款について、今の対応方針が未来も変わらないというものでもなく、そこは常日頃から関係省庁で協議している。ミャンマー情勢を見ながら、ぜひベストな方針を考えていきたい。

コメントを頂いた前政権が実情倒れている中でという話があったが、その点に関しても、外務省内で検討した上

での方針である。繰り返しになるが、財務省、また他の省庁も含めて、情勢に応じて協議していく

JBIC 鈴木:

八つ目の質問について、先ほど加藤が述べた通り、いずれにしても、繰り返しになるが JBIC においても人権の重要性は当然認識している。環境社会配慮確認ガイドライン、人権方針に基づき適切に対応してまいりたい。

MoF 坂本:

質問の背景を説明頂き感謝する。賃料が支払われていないこと等を説明したが、当然、そのことに尽きるわけではない。今ご指摘があった波及的な影響、ミャンマー国内においてこの事業がどのように見られているか、扱われているかといった点も含め、事業者においては注意を払っていると JBIC からは報告を受けており、そのような観点は事業者、JBIC 共に持っているものと承知している。

木口:

Y Complex に関しては、まさにミャンマーの方たちがどのように見ているのかは大きな 이슈だ。この事業、仮に日本の事業者が途中で撤退した場合は、資産は括弧付きの国防省に移行されると理解しているので、それもととも問題である。悩み深いプロジェクトだと見ている。

遠藤:

Y Complex に関して、JBIC のガイドラインとの観点で木口から意見が出たが、補足したい。こちらの案件で、賃料の契約が結ばれたときに、既にその時点で支払口座が軍の口座であることははっきりしていた。このようなことをきちんと精査できずに契約が結ばれて、現在に至っているのが問題ではないか。本来であれば、ガイドラインに照らして、EIA レポートを確認するときに賃料についても支払先を確認した上で、事業に対して支援を行うかどうかを判断するべきだと思う。そこがきちんとすることができなかったところは大きな問題だ。今後同じような案件が出ないようにするためには、どのようにすればよいか考えていく必要があるのではないかと。今回の質問には入れていないが、重要な点ではないかと考えたので発言した。

JBIC 加藤:

本件については過去も説明しているが、口座については、様々な認識があるが、明確なところはなく、あくまで国防省との契約だ。今後、さらに透明性を持って精査していく必要があるという点は、指摘として承る。

木口:

国防省をアメリカは金融の制裁対象にしている。そちらも検討頂けることだと理解している。日本がととも緊密な関係にある米国政府の制裁の効果を落とさないという意味で、とても重要な点ではないかと考えている。口座についても解釈は様々あるが、国防省自体も国際的に問題にされているという点を、私もとても重く受け止めている。追加で参考までに、先行して Y Complex 事業に出資していた、国土交通省所管の官民ファンドである海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)は、何度か情報公開請求を行い、環境社会配慮がされているとのことで、関連資料を公開してもらった。出てきたものはパワーポイントの資料が1部であった。EIA レポート等も国土交通省は持っていなかったようで、こちらも引き続き難しい問題だと感じている。皆さまがこれまで市民社会と一緒に

環境社会配慮のさまざまな取り組みを行ってきた中で、別の新しいファンドができると、そちらのお金はそういったプロセスを経ずに出してしまうのが現状ではないかと理解している。とても注意しているところだ。皆さまの責任範囲外ではあるが、協議もしていて、出資の際のデマケーション等もしているとこれまでの説明であったので、そのような点も引き続き関心を持って頂きたいと思う。

#### NGO 議題 5: 豪バロッサガス田開発事業における環境社会配慮要件及び JBIC の対応について

田辺:

オーストラリアのバロッサガス田事業について、前回の財務省・NGO 協議会で、こちらの件を議論した。裁判の結果、先住民族の合意取得が正式になされていないことが判決で認められ、工事自体が中止になったと聞いた。その後、改めて JBIC 宛てに 7 月に質問を送付した。その内容はこちらに書かれている通りだ。主に先住民族計画を作成し公開するかどうかの観点、Offshore Project Proposal (OPP) が JBIC の環境社会影響評価報告書に当たるとして、現在公開されているが、そちらを改定する予定があるのか。

許認可証をあらためて再発行した場合、公開するかどうか。さらにオーストラリア連邦政府がセーフガードメカニズムを改定して、新規の化石燃料採掘においては、生産開始日初日より CO2 排出のネットゼロを求めることになったようで、このバロッサガス田案件がそちらに該当しているのではないかという JOGMEC 記事があった。そちらに関して、JBIC の認識を聞きたく質問した。残念ながら回答を頂いていないため、前回も同じような状況であったが、今回もこちらであらためて出した次第だ。このようなことが続くと、ガイドライン上もこのような情報提供を歓迎する、必要な情報提供を行うと掲げられている。それが守られていないのではないかと危惧している。そちらが質問の 1 点目だ。2 点目は、JBIC に 7 月に送付した回答を頂きたい。

MoF 坂本:

1 点目の質問について、回答には調査や検討を要し、我々財務省とも議論することもある。今回 JBIC がそのように準備を重ねて、可能な範囲で情報提供を目指していたところ、本日のタイミングとなった。ガイドライン違反はないと理解している。

JBIC 細井:

2 点目の具体的な A から E の質問に関して回答を述べる。A の質問に対しては、上記の判決を踏まえて、事業者は先住民族との追加コンサルテーションを実施しており、現地当局の承認を得るべく対応している。こちらは事業者から我々も聴取している。また当局の承認が得られた場合においては、現地当局のウェブサイトにおいてそうしたものについて公開されると理解している。今後も事業者、現地当局対応に関する情報収集に努めていきたいと考えている。具体的な先住民族計画、またはそれに相当する文書の作成公開要否に関しては、プロジェクト実施国の関連法令等に踏まえて、判断されるものと理解している。

二点目の回答に入る。B の質問に対しては、1 点目の質問に関連してという話であった。JBIC が先住民族計画を入手した場合、JBIC のウェブサイトで公開する予定があるのかという質問であった。こちらに関しては、現地当局、事業者の対応を確認した上で、環境ガイドラインに則して、適切な対応をしたい。

続いて、三点目の回答に入る。C の質問に対しては、先程の話にも出たが、OPP の改定要否は現地当局が定めるものと理解している。今後も事業者や借入人等を通じて、改定の要否を含めて、事業者、現地当局の対応に関わる情報収集に努め、改定する場合においては、その公開について現地当局、事業者の対応を確認した上で、適切に対応したいと考えている。

続いて、四点目の D の回答に入る。環境許認可が再発行された場合、その再発行された環境許認可がウェブサイト上で公開される予定かという質問であった。環境許認可という意味では、先ほどの OPP に関する話か。念のため質問に回答する前に伺いたい。

田辺：これは OPP なのか、EP なのかということについては、私たちは OPP も EP も環境社会影響評価に該当する文書だろうと求めてきた。基本的に EP も公開するべきであり、EP の環境許認可についても公開するべきだというスタンスだ。

JBIC 細井：

いずれにしても OPP に関して、現状改定されるかどうかは当局に一存の話だと思う。今回、EP に関してということであれば、承認が得られた場合は、まずは現地当局のウェブサイトで公開されると理解している。

五点目の E の質問に対する回答をする。こちらについてはさまざまな情報があるが、外形的なところで申し上げますと、本事業は、新規プロジェクトとして位置付けられると考えており、操業初日から CO2 排出量はゼロ、もしくはこれを実現するためにカーボンプレジットの購入によってネットゼロにすることを求められていると理解している。以上、頂いた質問に対して、JBIC からの回答だ。

田辺：

質問の 1 点目については、今後もどれほど待てば良いのかとも気になるところだ。通常これまで、バロッサ以前、この 1、2 年以前の話でいうと、1 カ月から 2 カ月程で、質問の回答があった。それでやりとりをしていた。前回 3 カ月以上回答がなく、今回も 3 カ月回答がなかったため、このような形で問い合わせをした。途上国、借入れ国の NGO が同じように質問した場合、JBIC に働き掛けるしか手段がないため、ある程度のタイムラインの中で回答がないと、きちんとしたやりとりにならないのではないかと。私も、財務省 NGO 定期協議に毎回このような問題を持ち上げたくない。今後はある程度の期間内で回答を頂けるのかどうか教えて欲しいのが 1 点目だ。

2 点目は、先住民族計画、もしくは JBIC が先住民族計画を入手しない場合でも、先住民族への配慮を記した文書を、例えば EIA、RAP に書き、先住民族への配慮がなされているかどうかの結果を確認するというプロセスもあると理解している。今回のオーストラリアの法制度では、先住民族計画という独立した文書は作られる予定はないと解釈して良いのか。OPP の改定によりそれが実現するという解釈で良いのか。JBIC のガイドライン上は、先住民族が影響を受ける場合は、先住民族計画を確認することとなっている。それは OPP の改定されたものにその情報が入っているという理解でよいか、それとも別途作られるのか気になっている。

3 点目は、許認可の問題は、先ほど EP の許認可だと聞いた。そうすると本来 JBIC は環境社会影響評価と環境許認可報告書を確認、公開することとなっている。許認可については EP、環境社会配慮報告書については OPP というのはアンバランスだ。なので、OPP と EP 両方とも出すべきではないか、許認可について、EP に対する許認可なのであれば、そちらも出すべきなのではないかと 2 年ほど前から JBIC には申し入れをしてきた。いまだに OPP のみが環境社会影響評価となるのかどうか、大きな問題点だ。

4 点目は、ネットゼロを生産開始当初より実現するのは極めて難しい。当初はバユ・ウندان田に CCS を付けることが計画されていた。すぐにバユ・ウندانの CCS が稼働するかどうか分からないし、仮に稼働したとしても、全部オフセットできるのかもある。実現性をどのように評価しているのか。それでもこちらの案件はまだペンディング状態、融資をやめないのかどうか、工事の再開を見越して JBIC は待っているのかどうか聞きたい。

JBIC 鈴木:

私からは 1 点目について回答する。先ほど坂本さんからあったように、問い合わせに対する回答は、我々としても調査検討をしっかりと行い、場合によっては財務省と議論することもある。協議会の有無にかかわらず、しっかり準備を重ねて、可能な範囲でできるだけ早く情報提供を目指している。そのような姿勢で行っている。今回は、まさに本日の協議会のタイミングとなった。協議会の有無によって何かスピードが変わるところで我々は行っていない。引き続き説明していきたい。

JBIC 細井:

続いて、私から 2 点目の回答をする。改めて、何度も繰り返しているところではあるかもしれないが、本件については、現状、追加の EP の観点から追加のコンサルテーションを踏まえた再承認手続きが必要になった。先住民族への影響の有無そのものはこうだという話が出ていない。それが 1 点目だ。

仮にここで影響があった場合はどうなのかが、まさに現地法のプロセスの中でそのような対策の話が議論されて、またそれが文書化されることになる。そのような時には、その内容を恐らく受領することになるが、その上で他の文書公開でも出しているような話だが、当局での公開の対応、事業者における対応も踏まえて、ガイドラインに即して対応していく。OPPに含まれるのか、独立した文書になるのか議論はあるだろうが、改めて現地当局の対応が初めにあると思う。そこを踏まえて確認していく。

EP、OPP の許認可の話は、申し訳ない、私が若干質問を複雑にしまった。まず OPP に関して、基本的には環境影響評価だと思う。そちらに対する許認可として許認可証明書を JBIC に提出してもらおう。EP は各工程に関するプランと理解。そこについて、今回ドリリングやパイプライン等が出てきている。我々としては、環境影響評価、それに対する許認可証明書ということで、現在公表しているので、そちらの対応について、我々としては齟齬はないと思う。

最後にネットゼロの話があった。こちらの実現性等については、プロジェクトで検討しているのではないかな。その辺りについては、引き続き事業者ともコミュニケーションを図りながら対応していく。外形的な話ばかりで恐縮だが以上である。



田辺：

セーフガードメカニズムが緩められる可能性を期待して準備を停滞させることを事業者が想定しているのであれば、それはセーフガードメカニズムを、政権が変わり、それを見越してペンディング状態を続けることはないようにして欲しい。基本的に、改めて今回の事業の全体像を見ると、先住民族の配慮を事前準備で怠っていた結果、このセーフガードの件もそうだが、様々なことが結果的に難しいフェーズに入っていると解釈している。JBIC のガイドラインをしっかりと実施していかなければ、事業自体が成り立たなくなるところを、ぜひあらためて JBIC 内でも評価して、ガイドラインの実施をきちんと行って欲しい。

深草：

ネットゼロの件について、オフセットについてメンションしていた。その件はこれまで NGO が指摘していた移行リスクが表れている案件だ。今の話を聞いている限り、CCUS でどれぐらい削減がなされるか、今、確認されている段階かと思う。クレジットを購入することで目標を達成するというところで具体的に議論が進んでいるのか、その場合、パーセンテージは決められているのか、現時点で情報があれば教えて欲しい。

JBIC 細井：

借入人等からも聞いているところではあるが、あくまでもその構想の段階ということで、現時点で何か申し上げることはない。いずれにしても当該国の法律については、事業をする上では順守すべき対象になってくると理解。そういった観点から我々としてはしっかりとフォローしていきたい。

鈴木：

CCS に関して、前に財務省との協議の中で、たればの話はできないと言われたことがある。まさにたればの話が含まれてくるのではないかと思う。現地で審査、検討したとしても、何パーセント CCS でキャプチャーできて何パーセントをクレジットにするのか、JBIC が決断を下す前に評価するときの情報をなるべく公開して欲しい。引き続き情報交換をさせて頂きたい。日本国内もそうだが、この程度キャプチャーできると当てで行い、資金が付いて動き出した後にできないとなった場合、オーストラリアと日本との国を超えての問題となる。その辺りは慎重に検討して欲しい。

波多江：

私からは 2 点ある。ガイドラインについてのコメントだ。質問 1 で回答期間がとても長かったという話があった。田辺さんが最初に話していた途上国の住民が回答を求めた場合、なぜ期間が重要なのかというと、住民が異議申し立てを行う際に、申立書の中の一つの項目に JBIC とのやりとりを記載するところがある。住民が融資決定前の段階で大きな懸念を抱え、迅速な対応を求められていた場合に、JBIC の回答を待つのに 3 カ月、6 カ月という期間がかかると、とてもガイドラインの機能が果たせないのではないかと。もちろん案件ごとに調査を尽くしているであろうが、そこを念頭に置き、可能な限り早い回答を、特に住民にはお願いしたい。

もう 1 点、この案件、実質貸し出しを停止している状況だと思う。その解釈で良いか。問題意識としては、環境影響評価を改定、新しく許認可に当たるものが出てきた際に、一気に貸し出しまでいくのではないかと懸念もあ

るのではないかと、議論を聞いていて思った。JBIC の回答の中で、情報収集をするという話があった。借入人から情報収集するのはもちろんそうだが、今回、先住民族の方たちに対しての協議が不足していた、または無かったという点は、借入人からの情報では出てこなかった。そのようなことを踏まえても、現段階で情報収集を行う際に、現地の方たちの声も含めて情報収集をすることが必要である。また情報収集を幅広く市民社会からも行うためにも、OPP、EP が改定された時に JBIC がガイドラインに則って情報交換をするならば、融資の決定前であれば、通常 45 日が確保される。その間に、私たちは市民社会、住民がいろいろとインプットする期間ができる。もちろん融資決定前ではないかもしれないが、十分な情報公開の期間を取った上で、貸し出しの決定をする等の対応を我々から求めたい。ぜひ検討頂ければ幸いである。

MoF 坂本:

1 点目の質問について、補足して回答する。今回の回答について、財務省からも JBIC に議論を求めていた経緯があり、財務省で使った時間もある。他の案件と比べて今回と前回の質問は、財務省と JBIC、それぞれに対して出たものであった。その 2 件は、他の案件と比べて時間がかかってしまったことも自覚している。今後 JBIC 宛て、財務省宛てのものは、財務省において JBIC と議論を行い、我々の中で検討するに当たり、指摘のあった時間の観点は意識していこうと考えている。また、準備段階で長期を要するような事情がある場合は、質問要請の NGO の方々とコミュニケーションを図り、こちらの事情、あるいは NGO 側のニーズをやりとりして協議したい。JBIC から先ほど回答があったが、この協議会に限らず、外でもきちんと答えたいと考えている。

鈴木:

貸し出しができない状態になっているかどうかという件について、一言伺っても良いか。

JBIC 細井:

こちらの件は、前回の協議会でも話題になった点だ。現段階で種々の情報を踏まえて、現状、ガイドライン違反ではないと認識している。その観点から、我々も契約上の対応をしている。契約上の話になるので、貸し出しが現在どうなのかについては答えられないが、ガイドラインとプロジェクトの関係において、現状ガイドライン違反はないと私たちは認識している。その認識に基づいて契約上対応している。

NGO 議題 6: 国際協力銀行 (JBIC) 支援案件チレボン石炭火力発電事業・拡張計画 (2 号機): 贈賄事件に係る判決を受けての JBIC の対応について

波多江:

チレボンの贈収賄案件についても、2019 年頃から財務省の協議で議論している。再度議題を挙げたのは、判決が出たことが大きい。判決の内容としては、チレボン 2 号機に係る元チレボン県知事の贈収賄の、収賄側のアクターに有罪判決が出された。公判は本年 3 月から行われた。公判での証人による証言の内容、あるいは判決文、高裁の判決が 10 月 17 日に出た。その判決の内容の中でも、JBIC の借入人である CEPR、チレボン・エナジー・プラサラナ社の上級幹部、当時の取締役社長あるいはもう一人、上級幹部の方たちの名前がはっきり言及され、そこからチレボン県知事にお金の手渡されている。

その資金が提供された理由としては、チレボン 2 号機の建設許可、ライセンスを迅速に出すこと、あるいは住民たちのデモ行為などの抗議活動をしっかりと抑えてもらうことをチレボンの県知事に行ってもらうためにお金が流れたと裁判でも明らかになった。これらを受け、我々も 8 月 18 日に要請書を出した。現在の貸し付け実行が残っているのであれば、貸し付け実行は停止すること、あるいは貸し付けた部分については、強制期限前弁済の措置を取ることが必要だと考えている。この辺りについて、財務省の見解を伺いたい。

また、先ほど申し上げた通り、借入人の上級幹部が収賄側の県知事に対して直接資金供与を行っていたことが言及されている。その部分に関して、JBIC としてはしっかりと認識しているのか、この事実を認識しているのであれば、我々としては当然貸し出し停止等の措置を取るべきだと考えているが、その事実を認識しているにもかかわらず、貸し出しの停止措置を取っていないのであれば、その理由を公的機関として説明して欲しい。こちらが 2 点目だ。

3 点目は、地裁の判決が出たのは 8 月 18 日だが、これまでどのような事実確認をしてきたのか、そちらについても説明を伺いたい。よろしく願いしたい。

MoF 坂本: 一点目の質問について、JBIC からは、裁判の状況、JBIC の対応について報告を受けている。裁判については上告があり、現在も刑事裁判は続いている。引き続き財務省としては、JBIC が OECD 理事会勧告の精神等を踏まえて適切に対応することを期待している。

JBIC 大隈:

JBIC から補足する。まず守秘義務の関係があるため、融資契約の具体的な内容については答えられない。チレボン県の元知事、およびインドネシア汚職撲滅委員会により上告されたと認識している。本行としては、より一層、正確な事実関係の把握に努めつつ、上告審の状況を含む今後の裁判の動向を注視する。その上で、確認された事実関係に応じて、OECD 贈賄勧告等も踏まえ、融資契約に基づいて適切に対応していく所存だ。

2 点目の質問は、借入人である CEPR の元上級幹部が被告に対して直接資金供与を行っていたことが、公判、第一審判決の中で言及されている点について、JBIC は認識している理解で良いか、加えて JBIC は、このような重大な事実を認識している状況下においても、なお貸し出し停止等の措置を取っていないのであれば、そうした措置を毅然として取らない理由について教えて欲しいという質問だと認識している。まずこちらについて回答する。

第一審の判決は、チレボン県の元知事が、借入人の元役員、および現代建設元従業員から資金供与を受けたことが言及されていると承知している。2023 年 8 月 24 日付で、チレボン県元知事が控訴、8 月 25 日付でインドネシア汚職撲滅委員会が控訴して 10 月 17 日付でバンドン高等裁判所による控訴審第二審の判決が言い渡された。現在控訴審判決の内容を精査しているが、その後、11 月 8 日付でチレボン県元知事、10 月 30 日付でインドネシア汚職撲滅委員会が上告したと承知している。今後の裁判の状況等注視する必要があるものの、本行としては、このような状況を深く受け止め、借入人との間で緊密な対話を継続して、より一層正確な事実関係の把握に努めている。その上で、確認された事実関係に応じて、OECD 贈賄勧告等も踏まえて、融資契約に基づいて適切に対応する所存だ。2 点目の回答については以上だ。

3 点目の質問は、贈収賄に係る事実関係の把握においては、当事者らが贈賄への関与を否定する可能性を考慮して、事業の許認可関連事項の経緯の整理、客観的な分析が重要であると考え。第一審判決の後、JBIC はこれまでにどのような事実関係の調査を行ってきたのか、その調査結果の内容も合わせて示して欲しい。また今後どのような事実関係の調査をいつまでに完了させていくのか、その方法、および期間について示して欲しいという質問であったと認識している。こちらについての回答を述べる。

チレボンの元知事が起訴されて以降、借入人へのヒアリング、弁護士を通じた公判の進捗状況、確認等を実施して、正確な事実関係の把握に努めている。第一審判決後も借入人との間で緊密に対話を継続している。裁判が終了するタイミング、こちらを踏まえた事実関係の調査、確認の期間等は、一概には申し上げられないが、本行としては、借入人との間で緊密な対話を継続して、より一層正確な事実関係の把握に努めつつ、上告審の状況を注視していく。なお現時点では、借入人へのヒアリングを含む調査を継続している段階だ。これまでの調査結果についての回答は、差し控えたい。

波多江：

細かい点を1点聞きたい。判決文は当然入手されて、事実関係の把握に努めているという理解で良いか。

JBIC 大隈：

判決文に関しては公開されていると認識している。こちらは確認している状況だ。判決文自体も相当な分量がある。なによりも正確な事実確認を行わなければいけない。詳細の確認を継続している状況だ。

波多江：

判決文は、地裁のもの、高裁のもの、両方合わせて確認中なのか。

JBIC 大隈：

認識の通りだ。地裁のものも当然、確認しており、第二審判決に関しても詳細を確認している状況だ。

波多江：

問題意識は、ずっと申し上げていることと変わらないが、借入人が贈賄側に関与していることが裁判の中で言及されていることを JBIC・財務省が認識しているということなので、守秘義務があるということだが、現在の状態では貸し出しを当然すべきではないと考える。一般的に考えて、借入人が贈賄に関わっている場合、OECD 勧告の中では、やはり期限前弁済などの対応を求めている。個別の案件で答えることができないこともあるだろうが、OECD 勧告に照らして、このような状況の中、財務省、JBIC が取るべき責任、取るべき対応についてはどのように考えているのか。

JBIC 大隈：

まずこのような状況を深く受け止めている。今やるべきことは、まずは正確な事実関係を把握していくことが重要だと考えている。加えて、本件は上告している状況であり、今後の裁判の動向もしっかり注視していく必要がある

と捉えている。このような中、今後も正確な事実関係の把握に一層努めた上で、実際に確認された事実関係に応じて、指摘の通り、OECD の贈賄勧告も踏まえて、融資契約に基づいて適切な対応を判断していくのが基本的なスタンスだ。

MoF 坂本：

JBIC と重複するところを少し省略するが、裁判が続いており、注視していると聞いている。また、事実関係の調査を行っていると言われている。将来の話としては、JBIC からは OECD 勧告の精神等も踏まえて、期限前償還請求の可能性も排除せずに検討していくと聞いている。適切に対応することを期待しているという回答を繰り返す。

波多江：

これまで進捗中、プロセス中、あるいは上告審中だとの話だが、上告審の結果が出て、有罪判決など、本当に借入人たちの関与の事実が確認できた際、あるいはできなかった際にも、JBIC としてこちらの案件に対しての融資契約に基づいた貸し出し停止、継続などの対応や交渉について、公的機関として市民に説明をして頂く責任があると思う。そこはしっかりと説明をして頂きたいと考えているし、そちらについても財務省の見解を伺いたい。

JBIC 鈴木：

まさに正確な事実関係の把握がとても重要になるため、しっかりと把握することを急いでいる。チレボンの元知事が起訴されて以降、私たちとしても状況を重く受け止め、借入人との間で緊密な対話を継続している状況である。さまざまな契約上の守秘義務のルールがあるが、守秘義務の範囲内で、できることはやっていくつもりである。

MoF 坂本：

上告審の結果が出たらというのは仮定の話になってしまうため、これ以上申し上げられない。いずれにしても JBIC の方針については、可能な範囲で、財務省・NGO 協議会などの場で説明がされることは期待している。

波多江：

今、事実確認をしている借入人について、またヒアリングは現代建設も含まれるのか。

JBIC 大隈：

まずは借入人との間で緊密な対話を継続している。それ以外の詳細についてはお答えできないが、関係者に関する事実確認についても併せて行っている。

波多江：

関係者とは誰か。

JBIC 大隈：

プロジェクトの関係者と理解して欲しい。そのような関係者に関する事実確認をしっかりと進めている状況だ。

波多江：

弁護士を通じた裁判文書の確認なのか。

JBIC 大隈：

弁護士を通じた事実確認を継続している。

波多江：

その他に何か手段はあるのか。

JBIC 大隈：

まずは借入人との間の緊密な対話が大変重要なところだと考えている。あとは必要に応じて対応していく。

波多江：

3 にも書いているが、普通に考えて、当事者が認めることは多分ないので、緊密な対話を続けてもあまり有用な客観的な分析ができるとは思えない。もちろん借入人への確認は続けることは重要だが、裁判文書、他の客観的に判断できるような情報については情報収集をして欲しい。チレボン 2 号機は既に建設が終わっているが、これまで住民から異議申し立てもされている。地元の住民の方たちが生計に影響を受けている事業だ。こちらの事業が進んだことでしわ寄せを受けている住民がいる一方で、このような贈収賄があり、腹を肥やす一部の人がベネフィットを受けていたという、本当に汚い事業、不正な事業を JBIC が支援を続けていることについてもしっかりと念頭において、融資契約に基づいたなどの手続き上の問題ももちろん重要だが、不正な事業からの理不尽な影響を被ってきた住民の方たちのためにも、JBIC には、貸し出し停止と期限前の償還、返済をしっかりと判断してもらい、堂々と住民や市民に説明をして欲しい。

JBIC 鈴木：

最後のコメントについて、まさに正確な事実確認の重要性は言われる通りだ。客観的な事実確認の重要性を改めて認識し直して、引き続き情報収集を継続したい。最後のコメントについても、ステークホルダーへの適切な配慮がしっかりと行われるよう、事業者に働き掛けることだと考えている。

MoF 津田：

活発な議論に感謝する。答えにくい問題もあるが、皆さまから意見を頂くと、外から見える新しい風になるので、今後とも活発に意見交換をさせて頂きたい。